広報 にしかわ
昭和44.10.10発行
第6号
発行所 新潟県西蒲原郡西川町役場
印刷所 北洋印刷株式会社

広報「にしかわ」は毎月1回10日に発行します。つづって、とっておくと、とても便利です。

今回のっているもの
○人口のうごき
○統計で見る町勢
○議会メモ
○十月の話題
○「はい」窓口です

米の出荷予約九千トン
昨年の売渡実績の一割減

今年の作柄は反当去年の一俵落ちと言われておりましたが、農林省統計調査事務所で「史上第二位の豊作」と新聞に発表されました。ところが、収穫が始まってみると予想に反して反当り昨年の二〜三割以上の減収!!といわれ、加えて米質が一等級落ちともいわれております。

今年の売渡予約数量は別表のとおりですが、この数字が全量出荷できますよう祈っております。

昭和44年産米予約売渡申込数量　9月1日現在

	売渡予約数量			前年対比	
	政府売渡米	自主流通米	計	予約	売渡実績
	屯	屯	屯	%	%
鎧郷	3.733	—	3.733	102.98	92.65
曽根	2.157	344	2.501	104.29	89.77
升潟	2.922	—	2.922	98.99	89.41
計	8.812	344	9.156	102.02	90.80

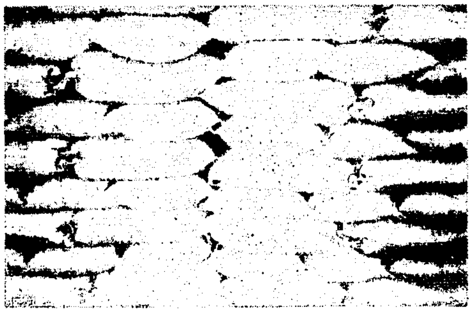
出荷された新米の山

人の動き

社会教育委員退職

渡辺みつえ、高井倉一の両氏が委員を辞任されました。

公民館運営審議会委員きまる

前任者の任期満了により、次の方が委員に委嘱されました。

武石伊一　黒田寅二
山形作市　内藤恵知郎
斎田忠男　池田悟
和田弘子　大滝ミツ
山本チヨエ　斎田セヨ
上原九二男　高橋一朗
佐藤太一　中村宇一郎
小林佐久衛　竹石四男
真島大介　笹川俊雄
石田辰二

人口のうごき

区分			総数	男	女
七月末住民基本台帳人口			10,602	5,101	5,501
自然動態	出生		7	5	2
	死亡		2	1	1
社会動態	転入	県外・国外	5	4	1
		県内	13	6	7
		従前の住所なし	—	—	—
		合計	18	10	8
	転出	県外・国内	8	4	4
		県外	13	2	11
		転出先不明	—	—	—
		合計	21	6	15
その他の増減			—	—	—
44現8・31在	住民基本台帳人口		10,604	5,109	5,495
	世帯数		2,106	—	—
前月との比較	住民基本台帳人口		2	8	△6
	世帯数		0	—	—
43現8・31在	住民基本台帳人口		10,673	5,126	5,547
	世帯数		2,085	—	—
42現8・31在	住民基本台帳人口		10,660	5,144	5,536
	世帯数		2,056	—	—

愛の協力運動募金を西蒲原保護区保護司会へ送金

地域社会から犯罪や非行をなくするために行なっていた本募金がまとまったので、西川町保護司代表大村小一氏を通じて西蒲原保護区保護司会へ納入した。この運動にご協力をいただきました町民の皆様にあつくお礼申し上げます。

募金額 八八、六一七円（前年実績）七四、九六三円

国民健康保険強調月間

十月を国民健康保険強調月間と定め、趣旨の普及と納税成績の向上をはかる運動を実施しております。

この機会に国民健康保険に対するご理解を深めて、一層のご協力をお願いします。

ご承知のように国民健康保険は病気やケガでお医者さんにかかった場合、医療費の七割を給付する仕組になっています。その運営に要する経費は、皆さん方に納めていただく保険税と国からの補助金（医療費の四割）などによりまかなわれることになります。医学医術の進歩発達は私たちを病気から守ってくれますが、その反面医療費もぐんぐんと上っています。それに応じて保険税をあげなければならなくなり、こういう心配は現実の問題としていつも国民健康保険につきまとっています。保険税が主な収入であり、そのため滞納があると国民健康保険の運営が困難になりますので保険税は必ず納期内に完納してください。

○保険税を納めましょう
○届出は早目にしましょう

昭和43年度保険給付状況

1 医療費（単位 円）

種別	件数	医療費	町負担	患者負担	公費負担	受診率	1件当費用額
入院	511	15,382,689	10,533,627	4,514,500	334,552	6.73	30,103
入院外	26,474	50,986,427	35,400,251	15,172,029	414,157	351.11	1,926
歯科	5,226	10,372,756	7,260,834	3,111,922	—	68.86	1,985
療養費（コルセット等）	52	324,214	226,939	97,275	—	0.69	6,235
合計	32,263	77,066,086	53,421,651	22,895,716	748,719	427.39	2,389

2 その他

種別	件数	支給額
助産給付	88	176,000
育児手当	97	107,800
葬祭給付	61	122,000

集まった八月水害義援金十九万円を被災地へ

先に町民各位にご協力をお願いいたしました、八月水害募金がまとまりましたので、このほど西蒲原郡町村会を経由して被災地へ送金いたしました。

皆さまのご協力に対して心からお礼申し上げます。

募金額一九四、〇九〇円

一戸平均約九二円でした。

胃ガン検診行ないます

昨年西川町の死亡は、脳卒中で二〇人、ガンで一五人の方がなくなられています。

ガンは自覚症があってからでは医療も容易でなく、費用も多額となります。しかし早期に発見し、早期に治療を行なえば、これを防止できます。

次の日時で胃ガン検診を行ないますので、是非とも受診してください。

一、月日 十一月十日、十一日（二日間）
一、時間 午前九時から十一時三十分まで（二日間とも同じ）
一、会場 西川町役場
一、検診料 一人六〇〇円
一、申込〆切 十月二十日（申込み用紙は後日送付します。）
一、その他申込数の多少により時間等を変更する場合があります。

農家基本台帳作成について協力願います

10月1日現在

○農家基本台帳を作成するねらい

昭和三十五〜三十六年の二ケ年間に、全国の農業委員会で農業振興計画の樹立および実施の推進をはかるため農家台帳を作成しましたが、その後、農業基本法の制定、農業構造改善事業の実施等にともない農業および農村の情勢が大きく変ったので、従来の農家台帳の様式を大巾に改めて、農地流動化の促進、自立経営の育成、集団的生産組織の助長、土地利用計画の策定、農業後継者の養成確保、農家労働力対策、農業者年金制度対策など一連の構造政策の計画立案や、具体的な展開に積極的に役立てるための基礎資料を整備しようとするものです。

○調査項目と秘密の保護

近く調査員の方々が、一〇アール以上の農地を耕作する農家について、
一、世帯の地位および就業の関係
二、農家分類の関係
三、土地の関係
四、農業生産の形態関係
五、農家の将来の志向関係
六、農業後継者の関係
などを聞きとり調査することになっておりますが、調査されたことがらは、直接徴税など農家の不利になるようなことには絶対使用しないことになっております。

○農家の方にお願い

この調査の結果は、はじめに述べましたとおり、転機に立つ農業情勢のなかで地域の実態に則した農業諸施策の基礎資料とするものであります。とかく土地利用の関係や委託耕作など問題になりやすいこともありますが、個人の秘密は保護されますし、ありのままの姿がむしろ地域の実態に合った施策の実施に役立つことになりますので、ありのままの姿が調査できますようご協力をお願いします。

一般職員募集について

次により、一般職員を募集いたします。

一、資格
国または新潟県の実施した職員採用試験の第一次試験の合格者で、昭和四十四年三月大学または高等学校卒業者および昭和四十五年三月大学または高等学校卒業見込みの男子
二、採用予定人員 若干名
三、申込み方法
昭和四十四年十二月二十日（土）までに履歴書に第一次試験合格通知書の写を添えて役場総務課に提出してください。（履歴書欄外に「一般職員採用申込み」と朱書きをしてください。）
四、採用時期等
申込者について採否を決定し本人に通知する。採用は、採否を決定した翌月とする。ただし、在学中の者は学校卒業後採用する。
五、その他
詳細は、役場総務課に問い合わせてください。

消防職員募集について

次により、町の消防職員を募集いたします。希望者の申込みを歓迎します。

一、資格
(一)西川町の区域の在住者もしくは在住できるもの
(二)昭和十九年九月三日から昭和二十七年四月二日までに生まれた男子
(三)中学校卒業以上の学力を有する者
二、採用予定人員 若干名
三、申込み方法
昭和四十四年十月三十一日（金）までに履歴書を役場総務課に提出してください。（履歴書欄外に「消防職員採用申込み」と朱書きをしてください。）
四、採用の時期
十一月中に採否を決定し、ただちに採用する。ただし、在学中の者は学校卒業後採用する。
五、その他
詳細は、役場総務課に問い合わせてください。

鎧郷中学校用務員募集について

次により、鎧郷中学校用務員を募集いたします。

一、資格
(一)西川町の区域の在住者
(二)昭和五年四月一日から昭和二十六年十二月三日までに生まれた男子
(三)義務教育を修了した者
二、採用予定人員 一名
三、申込み方法
昭和四十四年十月三十一日（金）までに履歴書を役場総務課に提出してください。（履歴書欄外に「鎧郷中学校用務員採用申込み」と朱書きをしてください。）
四、採用の時期
十一月中に採否を決定し、十二月中に採用する。
五、その他
詳細は、役場総務課に問い合わせてください。

屋外広告物（看板等）設置する場合の注意

屋外広告物（看板等）を掲示（立てる）する場合、新潟県屋外広告物条例により、巻土木事務所（申請書は同事務所にある）の許可が必要ですから、立てる場合必ず許可をとって下さい。

なお違反者には罰金も科せられるので充分ご注意下さい。

税務署だより

土地や家屋を売ったときの税金は

最近、土地や家屋などの不動産を売ったり、買い換えたり道路の建設などのため収用されたりすることが多くなっています。このように土地や家屋などを譲渡したことによって生じた利益のことを譲渡所得といい所得税がかかります。

今年はこの譲渡所得の課税について、土地問題の解決に資するため、かなり大幅な改正が行なわれました。つまり、これまでは譲渡所得は、ほかに事業所得や給与所得があれば、これらと合算して課税されていましたが、今年の改正ではほかの所得と分離して税金を計算することにし、（住民税についても同じ。）長期間持っていた土地や家屋などを譲渡した場合の所得（長期譲渡所得）と短期間持っていた土地や家屋などを譲渡した所得（短期譲渡所得）とでは、取扱いが相当違うことになりました。

そのほか、居住用財産の買換制度が廃止されることになりました。

そこで、譲渡所得の課税について改正点を説明してみましょう。

◇長期譲渡所得の課税の特例

一、昭和四十三年以前から持っていた土地や家屋などで、しかも、五年をこえる期間持っていたもの（昭和四十四年四月八日までにすでに三年をこえる期間持っていたものを含む）を、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合、その譲渡所得に対する税額は、他の所得と分離して次の算式によって計算し、税率は譲渡の年によって違うことになっています。

長期譲渡所得課税の算式

｛譲渡による収入金額－（その資産の取得費＋譲渡経費）－特別控除｝×税率＝税額

譲渡の時期	税率
昭和四十四、四十五、四十六年中	一〇％
四十七、四十八年中	一五％
四十九、五〇年中	二〇％

二、右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特例が設けられ、昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き持っていた資産の取得費については、譲渡による収入金額の五％相当とし、実際の取得費が五％相当額を上回るときには、実際の取得費とすることになりました。

三、長期譲渡所得から控除する特別控除額は次のようになります。

①収用対象事業のために土地などを譲渡した場合　一、二〇〇万円

②日本住宅公団などが行なう土地区画整理事業のために土地などを譲渡した場合　六〇〇万円

③特定の民間住宅地造成事業などのために土地などを譲渡した場合　三〇〇万円

④現に自己の居住の用に使用している家屋やその敷地などを譲渡した場合　一、〇〇〇万円

⑤その他一般の場合　一〇〇万円

なお、これらの特別控除額は、同一人について年間を通じて一、二〇〇万円を限度とします。

四、長期保有資産を譲渡した場合の税額の計算例

一般の譲渡の場合

（例）

譲渡価額一、〇〇〇万円

取得費五〇万円（一、〇〇〇万円×五％）

昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き持っていたもので実際の取得費は五〇万円以下のとき。

譲渡経費二〇万円

昭和四十五年中に譲渡した。

一、〇〇〇万円－（五〇万円＋二〇万円）－一〇〇万円＝八三〇万円（譲渡所得）

八三〇万円×一〇％（税率）＝八三万円（税額）

八三〇万円×四％＝三三万二、〇〇〇円（住民税）

◇短期譲渡所得の課税の特例

一、持っていた期間が五年以下である土地や家屋など（昭和四十四年四月八日までにすでに三年をこえる期間持っていたものを除く）または、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地や家屋などを昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合、その譲渡所得に対する税額は、次によって計算した金額のうちいずれか高い金額になります

①譲渡所得の四〇％相当額（住民税の場合十二％）

②これまでと同じように、譲渡所得をほかの所得と合算して、税額を計算することとした場合に算出される税額のうち譲渡所得にかかる税額の一一〇％相当額（住民税も同じ）

二、短期譲渡の所得についても、長期譲渡の三の①から④に該当する場合には、これらの特別控除が適用されます。（一般の場合の一〇〇万円控除は適用されません。）

◇居住用財産の買換制度の廃止

居住用財産の買換制度は、一、〇〇〇万円の特別控除が設けられたことによって昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止されることになります。

◇事業用資産を買換えた場合の課税の特例

現行の事業用資産の買換制度は、昭和四十四年十二月三十一日まで認められますが、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間の事業用資産の買換えの特例は現行の事業用資産の範囲より相当に縮少されて適用されることになります。（たとえば土地、建物等を譲渡した場合には、これを事業の用に供される減価償却資産に買換えた場合にのみ認めることとしている。）

◇収用などの場合の課税の特例

収用などを受けた場合については、一、二〇〇万円の特別控除か、買換えの特例かのどちらかを選択することができます。そして、一、二〇〇万円の特別控除を選択した場合はその特別控除後の残額について、また買換えを選択した場合はその買換差額について長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分に応じ、それぞれの税率を適用することになります。

◇昭和四十四年中に譲渡した場合の新課税方式の選択

昭和四十四年中の譲渡所得についてもこれまでに説明した新しい制度による課税を受けることを納税者が選択したときは、この新しい制度によって税金を計算することができます。どちらが有利かは、次の表を参考にしてください。

態様	代替（買換）資産取得の有無	新らしい課税方式を選択する方が有利な場合	旧来の課税方式を選択する方が有利な場合	備考
収用等の場合	取得しないとき	差益額五、五〇〇万円以上のとき	差益額五、五〇〇万円未満のとき	新課税方式の特別控除額一、二〇〇万円
	取得したとき	買換え後の差益額四、三〇〇万円以上のとき	買換え後の差益額四、三〇〇万円未満のとき	差益額とは、収入金額から取得費を差引いた金額
自己の居住用資産の場合	取得しないとき	すべての場合	／	新課税方式の特別控除額一、〇〇〇万円
	取得したとき	買換えは認められない	買換え金額の多寡による	
事業用資産の場合	取得しないとき	すべての場合	／	新課税方式の特別控除額一〇〇万円
	取得したとき	買換え後の差益額五〇〇万円以上のとき	買換え後の差益額五〇〇万円未満のとき	
一般の場合	／	すべての場合	／	新課税方式の特別控除額一〇〇万円
居住用資産以外の資産で居住用資産を買換えた場合	取得したとき	買換えは認められない	買換え金額の多寡による	新課税方式の特別控除額一〇〇万円
地方公共団体，日本住宅公団が一団地造成のため収用した場合	取得しないとき	すべての場合	／	新課税方式の特別控除額三〇〇万円
	取得したとき	買換えは認められない	買換金額の多寡による	

（注）
1. 昭和四十四年中に資産を譲渡した場合の所得税について、どちらの課税方式を選択した方が有利であるかについて制定したものです。
2. 譲渡所得以外の所得の額が所得控除額に見合う額であると仮定してどちらの課税方式を選択した方が有利であるかについて判定したものです。

〝税金は、きょうもどこかで生きている〟

巻税務署
西川町役場

相談にどうぞ（無料）
役所の仕事に対する苦情等
10月18日・公民館で

十月十四日から二十日までの一週間は全国いっせいの「行政相談週間」です。

西川町では、毎月末日を行政相談日（午前十時から正午まで、日曜日の場合は前日）として役場で相談所を設けていますが、行政相談週間のうち次の日に「民生」、「人権擁護」を加えて「合同行政相談所」を開きますので、役所の仕事でテキパキやってもらいたい、どうしてよいかわからない、どうにかしてもらいたいなどでお困りのことがありましたらぜひご相談ください。

相談は無料で、内容は他にもれることは絶対ありません。

とき　十月十八日（土）午後一時から午後四時

ところ　西川町公民館

相談員　行政　広井良脩
　　　　民生　内藤思知郎
　　　　人権　植木忠平

家庭の心配ごとは早目に解決を

新潟家庭裁判所が出張家事相談。

無料、秘密厳守

○とき　十月十三日午前十時〜午後三時

○ところ　西川町役場議場

夫婦間のなやみごと、男女間のもめごと、親族間の問題、相続、扶養、遺言その他家庭内のいろいろの問題について、新潟家庭裁判所の担当官が出張して、無料で「家事相談」に応じますから、遠慮なくおいでください。

家庭内の心配ごとも病気と同じく法律を知って予防するなど早目に解決することが大切です。

平和な明るい家庭を築くために、この「家事相談」を気軽にご利用ください。相談の秘密は堅く守られます。

「アメリカシロヒトリ」

防除についてお願い。

防除洩れとなった「アメリカシロヒトリ」は、植物の葉を喰い荒した後、蛹になる場所を求めて這いまわり、家の中まではいり込んできます。

この幼虫にさわっても痛くもかゆくもありませんので、見つけしだいとらえて殺すのが、来年の発生を防ぐため、きわめて効果的な方法ですので、ご協力下さい。

〝愛の献血〟にご協力ください

自分が健康なときに他人を助け、自分が病気の時に皆さんの献血で助けていただく、これが献血の精神です。

献血をしておくと、交通事故や大怪我又は大手術など、緊急に血液が必要となったとき、献血手帳を提示すると優先的に輸血ができます。

一家に一冊必ず献血手帳をそなえましょう。

一、日時　十一月一日　午前九時から午後三時

二、場所　西川町役場

「採血について」

一、採血前に医師が健康診査を行ない健康な方から採血します。

一、一回の採血量は二〇〇ＣＣです。

一、採血後も仕事や入浴又は、飲酒もさしつかえありません。

一、年令は十六才から六四才までの方です。

一、体重は、男子四五kg、女子四〇kg以上の方です。

一、高血圧の方も特別な病気が原因でなければさしつかえありません。

※Ｒｈ(－)無料検査を行ないます。

血液型はＡＢＯ式の他にＲｈ式等多くの血液型があります。その中で特にＡＢＯ式とＲｈ式は輸血や妊娠の際重要な意義をもっています。Ｒｈ(－)は二〇〇人に一人位という非常に少ない割合です。

この機会に是非とも検査を受け、緊急なときにそなえてください。

一、検査日は献血と同じ日時で行ないます。

一、検査料は、無料です。

一、希望者は、十月二十日までに住民課へ申込みください。

たばこは町で買いましょう

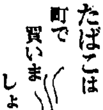

記事のつごうで「十月の話題」「はい窓口です」「統計で見る町勢」は休みました。

第二回狂犬病予防注射の実施について

次により第二回狂犬病予防注射をおこないます。犬を飼っている方は、毎年一回の登録と、年二回の予防注射を受けなければなりませんので、この機会に必ず受けてください。

一、日時及び会場

月日	時間	会場
十月十三日	一〇、〇〇〜一二、〇〇	旧升潟支所前
	一三、〇〇〜一四、〇〇	貝柄事務所
	一三、〇〇〜一四、〇〇	鎧郷農協前
	一一、〇〇〜一五、〇〇	西川町役場前

一、料金

注射料金　二六〇円

登録手数料　三〇〇円（今年はじめて登録するものだけ）

※この日に不用犬の引取りもおこないます。

◎犬は必ずつないで飼いましょう。

今月の健康メモ

朝夕めっきり涼しくなりました。夏期平常値を保っていた血圧がそろそろ高くなってくる頃です。高血圧症で夏の間薬をやめてもよいと言われていた人も必ず主治医のところで血圧を測って貰ってください。自覚症はあてになりません。朝夕の気温差のはげしい秋は高血圧の人にとっては注意を要する季節と言われます。喰べものでは塩分脂肪の強い魚や肉の油を控えることと果物や野菜をたくさんとって便通をよくすることが大切です。過労にならぬこと、十分睡眠をとって前日の疲れを残さぬよう心がけ規則正しい生活を考えてください。だての薄着は血圧の上昇を招きます。身体の保温に気をつけてください。